

介護保険関連施設等施設整備事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、高齢者福祉の増進を図るため、介護保険関連施設等施設整備事業を行う市町、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人等の非営利法人その他厚生労働大臣が定める者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「介護保険関連施設等施設整備事業」とは、別表1の施設の種類欄に掲げる施設（静岡市又は浜松市の区域内で整備されるものを除く。）について、別表2の整備区分欄に掲げる整備を行う事業をいい、当該整備の内容は、同欄に掲げる整備の区分に応じ、それぞれ同表の整備内容欄に掲げるものとする。
- (2) この要綱において「一般社団法人等の非営利法人」とは、次に掲げる者をいう。
- ア 1又は2以上の都道府県又は市町村の区域を単位とし、当該区域内の医師を会員として設立された一般社団法人である医師会
- イ 1又は2以上の都道府県の区域を単位とし、当該区域内の看護師等を会員として設立された一般社団法人である看護協会（公益社団法人日本看護協会及びその会員である看護協会に限る。）
- ウ 社団法人全国社会保険協会連合会（昭和27年12月27日に社団法人全国社会保険協会連合会という名称で設立された法人をいう。）
- エ 厚生労働大臣が、健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者として適当であると認定した者
- (3) この要綱において「ユニット型」とは、少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所ごとに支援を行える施設形態をいう。

第3 補助の対象及び補助率（額）

別表3に掲げるとおりとする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 交付申請一覧表（様式第2号）
- ウ 申請額算出内訳書（様式第3号）
- エ 事業計画書（様式第4号）
- オ 資金状況調（様式第5号）
- カ 収支予算書の抄本（市町にあっては、歳入歳出予算書の抄本）
- キ 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表（増築、改築及び改修の場合は、既存の施設との関係を

明示すること。)

- ク 配置図及び各階平面図（増築、改築及び改修の場合は、既存の施設との関係を図面上で明示すること。）
- ケ 既存の施設の解体撤去工事の状況のわかる写真（改修の場合に限る。）
- コ 工事費費目別内訳書
- サ その他参考となる資料

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合で、次のいずれかに該当するとき。
 - (ア) 施工場所の変更
 - (イ) 施設の規模又は構造の変更（施設の機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
 - (ウ) 施設の用途の変更
 - (エ) 入所定員又は利用定員の変更
 - (オ) 事業量の10パーセントを超える変更
 - イ 補助事業に要する経費の配分の変更（当該事業費の額の10パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格が1件50万円以上の機械及び器具については、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助対象者が市町の場合においては、この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式第6号による介護保険関連施設等施設整備事業費補助金調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならぬこと。
- (7) 補助対象者が市町以外の場合においては、補助金の收支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた年度）終了後5年間保管しなければならぬこと。

- (8) 市町以外の補助対象者は、補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、当該補助事業が完了するまでの間は寄附金等の資金（共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。）の提供を受けてはならないこと。
- (9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (10) 市町以外の補助対象者が補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。
- (11) この補助金に係る対象経費につき重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金又は公益財団法人 JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（様式第7号）
- イ 変更申請一覧表（様式第2号）
- ウ 変更申請額算出内訳書（様式第3号）
- エ 変更事業計画書（様式第4号）
- オ 変更収支予算書の抄本（市町にあっては、変更歳入歳出予算書の抄本）
- カ 変更後の各室ごとに室名及び面積を明らかにした表（増築、改築及び改修の場合は、既存の施設との関係を明示すること。）
- キ 変更後の配置図及び各階平面図（増築、改築及び改修の場合は、既存の施設との関係を図面上で明示すること。）
- ク 変更後の工事費費目別内訳書
- ケ その他参考となる資料

第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部
- ア 実績報告書（様式第8号）
 - イ 精算額一覧表（様式第9号）
 - ウ 精算額内訳書（様式第10号）
 - エ 事業実績報告書（様式第11号）
 - オ 工事契約金額報告書（様式第12号）
 - カ 収支決算（見込）書の抄本（市町にあっては、歳入歳出決算（見込）書の抄本）
 - キ 工事仕様書、支出済工事費費目別内訳書及び工事事務費費目別内訳書
 - ク 工事請負契約書の写し（工事内訳書を含む。）
 - ケ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定による検査済証の写し
 - コ 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
 - サ 施設平面図（施設面積を明記したもの）及び立面図（少なくとも2方面からのもの）

シ 事業の完成を確認できる全景及び室内主要部分の写真

ス その他参考となる資料

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第13号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第9 概算払の請求手続

提出書類 各1部

ア 概算払請求書（様式第13号）

イ 資金状況調（様式第5号）

第10 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第14号による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則

1 この告示は、公示の日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

2 介護老人保健施設等整備事業費補助金交付要綱（平成13年静岡県告示第316号。以下「旧告示」とい

う。)は、廃止する。

- 3 この告示の施行前に旧告示の規定により交付の決定があった補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年6月12日告示第633号)

- 1 この告示は、公示の日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。
- 2 この告示の施行前にこの告示による改正前の介護保険関連施設等施設整備事業費補助金交付要綱の規定により交付の決定があった補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年3月31日告示第351号)

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。
- 2 この告示の施行前にこの告示による改正前の介護保険関連施設等施設整備事業費補助金交付要綱の規定により交付の決定があった補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年3月31日告示第334号)

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。
- 2 この告示の施行前にこの告示による改正前の介護保険関連施設等施設整備事業費補助金交付要綱の規定により交付の決定があった補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月28日告示第267号)

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前にこの告示による改正前の介護保険関連施設等施設整備事業費補助金交付要綱の規定により交付の決定があった補助金に係る介護保険関連施設等施設整備事業費補助金交付要綱別表4の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年3月31日告示第249号)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前にこの告示による改正前の介護保険関連施設等施設整備事業費補助金交付要綱の規定により交付の決定があった補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月29日告示第396号)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前にこの告示による改正前の介護保険関連施設等施設整備事業費補助金交付要綱の規定により交付の決定があった補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月24日告示第206号)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前にこの告示による改正前の介護保険関連施設等施設整備事業費補助金交付要綱の規定により交付の決定があった補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年3月27日告示第194号)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前にこの告示による改正前の介護保険関連施設等施設整備事業費補助金交付要綱の規定により交付の決定があった補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月19日告示第201号)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前にこの告示による改正前の介護保険関連施設等施設整備事業費補助金交付要綱の規定により交付の決定があった補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年7月1日告示第125号の2）

- 1 この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和2年3月31日告示第273号）

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前にこの告示による改正前の介護保険関連施設等施設整備事業費補助金交付要綱の規定により交付の決定があった補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月26日告示第195号）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前にこの告示による改正前の介護保険関連施設等施設整備事業費補助金交付要綱の規定により交付の決定があった補助金については、なお従前の例による。

別表1

区分	施設の種類
(1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設	<p>ア 養護老人ホーム イ 特別養護老人ホーム (定員30人以上のユニット型の施設を基本とする。) ウ 軽費老人ホーム (介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス（60歳以上で自炊ができない程度の身体機能の低下が認められる者又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められ、家族の援助を受けることが困難な者に対し、給食等の支援を行う軽費老人ホームをいう。)であって、定員30人以上のユニット型の施設を基本とする。)</p>
(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設	介護老人保健施設 (定員30人以上のユニット型の施設を基本とする。)
(3) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第60条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーション	訪問看護ステーション

別表2

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を建設すること。
増築	既存の施設の定員の増員を図るための増築整備をすること。
改築	既存の施設の定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。
改修	既存のユニット型でない特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設を、それぞれユニット型の特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設とするため、居室環境等の改善整備を行うこと。

別表3

補 助 の 対 象				補助率(額)
種 類	設 置 者	対 象 経 費	補助基準額	
養護老人ホーム	市町又は社会福祉法人	施設の整備（施設の整備と一体的に整備するものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金、適当と認められる購入費等（別の補助金において補助対象となる費用を除く。）を含む。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）。ただし、次に掲げる経費を除く。	別表4に掲げる基準単価により算出された額の合計額	補助対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額（補助対象者が社会福祉法人である場合にあっては、寄附金を除いた収入額とする。）を控除した額とを比較していざれか少ない額の4分の3の額と補助基準額とを比較して、いざれか少ない額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以内
特別養護老人ホーム	市町又は社会福祉法人	(1) 土地の買収又は整地に要する経費 (2) 既存の建物の買収（既存の建物を買収することが、建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する経費 (3) 職員の宿舎に要する経費 (4) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内の通路その他の外構の整備に要する経費 (5) その他適当と認められない経費		
軽費老人ホーム	市町又は社会福祉法人			
介護老人保健施設	市町、医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者			
訪問看護ステーション	市町、医療法人、社会福祉法人又は一般社団法人等の非営利法人			

別表4

(単位：円)

施設の種類	整備区分	定員1人(1施設) 当たりの基準単価	
養護老人ホーム	改築	都市部	6,274,125
		標準	5,703,750
	創設、増築	都市部	5,521,230
		標準	5,019,300
老人ショートステイ用居室 整備加算	創設、増築、改築	都市部	2,760,615
		標準	2,509,650
特別養護老人ホーム	改築	都市部	6,023,160
		標準	5,475,600
	創設、増築	都市部	5,019,300
		標準	4,563,000
	改修(多床室で構成される施設からユニット型の施設への改修)	都市部	2,509,650
		標準	2,281,500
	改修(ユニット型でない個室で構成される施設からユニット型の施設への改修)	都市部	1,254,825
		標準	1,140,750
老人ショートステイ用居室 整備加算	創設、増築、改築	都市部	2,509,650
		標準	2,281,500
軽費老人ホーム	創設、増築	都市部	5,019,300
		標準	4,563,000
介護老人保健施設(1施設)	創設、増築、改築、改修	37,500,000	
訪問看護ステーション(1施設)	創設、増築	4,000,000	

(注)

- 1 「都市部」とは、人口10万人以上の市の区域であって、人口密度がおおむね1,000人／平方キロメートルの地域をいう。
- 2 「多床室」とは、複数の入所者が同居する居室をいう。
- 3 「老人ショートステイ用居室整備加算」は、老人ショートステイ用居室(在宅の要介護者を短期間入所させて介護を行うための居室)を補助対象である養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに併設して整備する場合に行うものとする。

様式第1号（用紙　日本産業規格A4縦型）

介護保険関連施設等施設整備事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏名様

所在地
名 称
代表者 氏名
(市町にあっては、市町長 氏名)

年度において介護保険関連施設等施設整備事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

1 交付申請

(1) 金額 円
(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額等) (補助金額)
円 - 円 = 円

(2) 事業の目的

2 概算払の承認申請

(1) 金額 円
(2) 理由
(3) 時期

口座振替先 金融機関名

支店名

口座種別

口座番号

口座名義人（カナ）

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第2号（用紙　日本産業規格A4横型）

交付申請一覧表（変更申請一覧表）

（単位：円）

施設の種類	施設の名称	補助申請額・概算払の承認申請額
計		

（注） 変更申請一覧表の場合は、変更前の事項を上段に括弧書きし、変更後の事項を下段に記載すること。

様式第3号（用紙 日本産業規格A4横型）

申請額算出内訳書(変更申請額算出内訳書)

設置者の名称

施設の名称

区分	設置者の総事業費 A	寄附金その他の収入額 B	差引額 C (=A-B)	対象経費の実支出(予定)額 D ($\leq A$)	県費補助基本額 E	県費補助基本額×3/4 F (=E×3/4)	補助基準額			県費補助所要額 J
							定員 G	単価 H	基準額 I (=G×H)	
	円	円	円	円			人	円	円	円
合計										

(注)

- 1 区分欄は、工事請負契約等を締結する単位毎に記入すること。
- 2 ユニット型特別養護老人ホーム及びその併設ショートステイ専用居室併設に係るD欄については、個人スペース（居室・ユニット）を含めること。
- 3 A欄～F欄の区分毎の金額については、I欄の区分毎の金額を県費補助所要額とした場合には記入しなくてよいこと。
- 4 A欄～F欄及びI欄の合計については、区分毎の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
- 5 E欄には、C欄の合計とD欄の合計とを比較していずれか少ない額を区分毎に又は合計を記入し、J欄には、F欄の合計とI欄の合計とを比較していずれか少ない額を区分毎に記入すること。
- 6 変更申請額算出内訳書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

様式第4号（用紙　日本産業規格A4縦型）

事業計画書（変更事業計画書）

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人	人	人

2 施設整備に係る事業計画

- (1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業(解体撤去工事費・仮設施設工事費を除く。)

- (ア) 敷地面積 m²
- (イ) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定地の別））
- (ウ) 施設整備の区分（創設、増築、改築、改修の別）
- (エ) 建物の面積 建築面積 m²、延べ面積 m²
- (オ) 建物の構造（ 造）

イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)

- (ア) 建設の面積 建築面積 m²、延べ面積 m²
- (イ) 建物の構造（ 造）
- (ウ) 建築年月日
- (エ) 補助金の区分（昭和〇〇年度：国庫・民間・自己資金・その他）
- (オ) 処分（取りこわし）年月日

ウ 仮設施設工事

- (ア) 建設の面積 建築面積 m²、延べ面積 m²
- (イ) 建物の構造（ 造）

- (2) 整備費内訳

ア 主体工事費 円

イ 工 事 事 務 費	円
ウ 小 計(本体工事費)	円
エ 解体撤去工事費及び	
仮設施設整備工事費	
(解体撤去工事費)	円
(仮設施設整備工事費)	円
オ そ の 他 の 工 事 費	円
カ 合 計	円

(3) 財源内訳

ア 県 費 補 助 金	円
イ ○ ○ 補 助 金	円
ウ 設 置 者 負 担 金	円
(内訳) 一 般 財 源	円
地 方 債	円
借 入 金	円
寄 附 金	円
エ 合 計	円

(4) 施工計画

ア 直 営 ・ 請 負 の 別	
イ 契 約 年 月 日	
ウ 着 工 年 月 日	
エ 竣 工 年 月 日	
オ 事 業 開 始 年 月 日	
カ 解 体 撤 去 工 事 関 係	

(ア) 直 営 ・ 請 負 の 別

(イ) 着 工 年 月 日

(ウ) 完 了 年 月 日

キ 仮設施設工事関係

(ア) 直 営 ・ 請 負 ・ 貸 貸 借 の 別

(イ) 工 事 期 間

(ウ) 仮設施設の使用期間

(5) その他の参考事項

(注) 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

様式第5号（用紙 日本産業規格A4縦型）

資 金 状 況 調

区分 月別	収 入				支 出				差 引 残 高
				計				計	
月	円	円	円	円	円	円	円	円	円
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
計									

(注) 未経過の月分については、見込額を計上すること。

様式第6号（用紙 日本産業規格A4横型）

介護保険関連施設等施設整備事業費補助金調書

年度

市町名

県			市 町										備 考	
歳出予算科目	交付決定の額	補 助 率	歳 入			歳 出								
			科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額	左のうち 県補助金 相 当 額	支出済額	左のうち 県補助金 相 当 額	翌年度 繰越額	左のうち 県補助金 相 当 額		

(注)

- 1 「市町」の「科目」は、歳入にあっては款項目節を、歳出にあっては款項目をそれぞれ記入すること。
 2 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

様式第7号（用紙　日本産業規格A4縦型）

介護保険関連施設等施設整備事業計画変更承認申請書

第　　号
年　　月　　日

静岡県知事　氏　　名　様

所在地
名　称
代表者　氏　　名
(市町にあっては、市町長　氏　　名)

年　　月　　日付け　第　　号により補助金の交付の決定を受けた介護保険関連施設等施設整備事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容　　別添　変更事業計画書のとおり

3 補助金所要額

(1) 前回までの交付決定金額　　円

(2) 今回変更承認申請額　　円

(3) 差引増減金額　　円

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者　職・氏名

作成者　職・氏名

様式第8号（用紙　日本産業規格A4縦型）

実績報告書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏名様

所在地
名 称
代表者 氏 名
(市町にあっては、市町長 氏 名)

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた介護保険関連施設等施設整備事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第9号（用紙　日本産業規格A4横型）

精算額一覧表

（単位：円）

施設の種類	施設の名称	精算額
計		

様式第10号（用紙 日本産業規格A4横型）

精 算 額 内 訳 書

設置者の名称

施設の名称

区分	設置者の総事業費 A	寄附金その他の収入額 B	差引額 C (=A - B)	対象経費の実支出（予定）額 D ($\leq A$)	県補助基本額 E	県補助基本額 $\times 3/4$ F (= E $\times 3/4$)	補助基準額			県費補助所要額 J
							定員 G	単価 H	基準額 I (= G \times H)	
	円	円	円	円		円	人	円	円	円
合計										

(注)

- 1 区分欄は、工事請負契約等を締結した単位毎に記入すること。
- 2 ユニット型特別養護老人ホーム及びその併設ショートステイ専用居室併設に係るD欄については、個人スペース（居室・ユニット）を含めること。
- 3 A欄～F欄の区分毎の金額については、I欄の区分毎の金額を県費補助所要額とした場合には記入しなくてよいこと。
- 4 A欄～F欄及びI欄の合計については、区分毎の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
- 5 E欄には、C欄の合計とD欄の合計とを比較していずれか少ない額を区分毎に又は合計を記入し、J欄には、F欄の合計とI欄の合計とを比較していずれか少ない額を区分毎に記入すること。

様式第11号（用紙　日本産業規格A4縦型）

事業実績報告書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人	人	人

2 施設整備に係る事業内容

- (1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業(解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。)

- (ア) 敷地面積 m²
- (イ) 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)
- (ウ) 施設整備の区分(創設、増築、改築、改修の別)
- (エ) 建物の面積 建築面積 m²、延べ面積 m²
- (オ) 建物の構造(造)

イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)

- (ア) 建物の面積 建築面積 m²、延べ面積 m²
- (イ) 建物の構造(造)
- (ウ) 建築年月日
- (エ) 補助金の区分(昭和〇〇年度：国庫・民間・自己資金・その他)
- (オ) 処分(取りこわし)年月日

ウ 仮設施設工事

- (ア) 建物の面積 建築面積 m²、延べ面積 m²
- (イ) 建物の構造(造)

- (2) 支出済事業費総額

ア	主 体 工 事 費	円
イ	工 事 事 務 費	円
ウ	小 計(本体工事費)	円
エ	解体撤去工事費及び 仮設施設整備工事費 (解体撤去工事費)	円
	(仮設施設整備工事費)	円
オ	そ の 他 の 工 事 費	円
カ	合 計	円

(3) 財源内訳

ア	県 費 補 助 金	円
イ	○ ○ 補 助 金	円
ウ	設 置 者 負 担 金	円
	(内訳) 一般財源 地 方 債	円
	借 入 金	円
	寄 附 金	円
エ	合 計	円

(4) 施工期間

ア	契 約 年 月 日	
イ	着 工 年 月 日	
ウ	竣 工 年 月 日	
エ	事 業 開 始 年 月 日	
オ	解体撤去工事関係 (ア) 着 工 年 月 日 (イ) 完 了 年 月 日	
カ	仮設施設工事関係 (ア) 工 事 期 間 (イ) 仮設施設の使用期間	

(5) その他参考事項

様式第12号（用紙　日本産業規格A4縦型）

第　　号
年　　月　　日

静岡県知事 氏　　名　様

名　称
代表者　氏　　名

(施工業者)
名　称
代表者　氏　　名

工事契約金額報告書

発注者（委託者）　　と請負者（受託者）　　は、　　施設
建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工したことを報告する。

	契約年月日	金　額
当初　工事請負契約	年　月　日	金　円
変更契約	年　月　日	金　円
	年　月　日	金　円
設計監理委託契約	年　月　日	金　円
	年　月　日	金　円

(注)　以下の項目についても記載すること。

責任者　職・氏名

作成者　職・氏名

様式第13号（用紙　日本産業規格A4縦型）

請求書（概算払請求書）

金　　円

ただし、　　年　　月　　日付け　　第　　号により補助金の交付の確定（決定）を受けた介護保険
関連施設等施設整備事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年　　月　　日

静岡県知事　氏　　名　　様

所在地
名　称
代表者　氏　　名
(市町にあっては、市町長　氏　　名)

(注)　以下の項目についても記載すること。

責任者　職・氏名

作成者　職・氏名

様式第14号（用紙　日本産業規格A4縦型）

消費税仕入控除税額等報告書

第　　号
年　　月　　日

静岡県知事 氏名様

所在地
名 称
代表者 氏 名
(市町にあっては、市町長 氏 名)

年　月　日付け　第　号により補助金の交付の決定を受けた介護保険関連施設等施設整備事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

1 補助金の確定額 金 円

(　年　月　日付け　第　号による額の確定通知額)

2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 金 円

4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額） 金 円

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名